保 護 具 の 規 定

保護具の種類	作 業 等 の 概 要	関係条文	
作 業 帽	機械に巻き込まれるおそれのある作業	安衛則	110
保 護 帽	100kg 以上の荷の不整地運搬車への積卸し作業		151 の 48
	5t以上の不整地運搬車への積卸し作業		151 の 52
	100kg 以上の荷の貨物自動車への積卸し作業		151 の 70
	5t以上の貨物自動車への荷の積卸し作業		151 の 74
	車両系木材伐出機械を用いた作業		151 の 107
	林業架線作業		151 の 149
	簡易林業架線作業		151 の 174
	ジャッキ式吊り上げ機械を用いた作業		194 の 7
	型枠支保工の組み立て作業		247
	地山の掘削作業		360
	明り掘削の作業		366
	土止め支保工作業		375
	ずい道等の掘削作業		383 の 3
	ずい道覆工作業		383 の 5
	採石作業		412
	高さ 2m以上のはいの上での作業		435
	船内荷役作業		451
	港湾荷役作業		464
	造林等作業時		484
	木馬または雪そりによる運材の作業		497
	建築物等の鉄骨の組立て作業		517 の 5
	鋼橋架設等の作業		517 の 10
	木造建築物の組立て作業		517 の 13
	コンクリート造工作物の解体等の作業		517 の 19
	コンクリート橋架設等の作業		517 の 24
	物体の飛来又は落下の危険のある場所での作業		538,539
	ロープ高所作業		539 の 8
	足場の組立て等の作業		566
	クレーンの組立て・解体作業	ク 則	33
	移動式クレーンのジブの組立・解体作業		75 の 2
	デリックの組立て・解体作業		118
	屋外のエレベーターの組立て・解体作業		153
	建設用リフトの組立て・解体作業		191
目・顔面保護具	加工物等の飛来による危険があり、覆い等の設置が困難なときの作業	安衛則	105
	切削屑等の飛来による危険があり、覆い等の設置が困難なときの作業		106
	溶鉱炉等から高熱物の飛散・流出により火傷等の危険がある作業		255
	アセチレン溶接装置による溶接、溶断又は加熱作業（保護眼鏡）		312
	ガス集合溶接装置による金属溶接、溶断又は加熱作業（保護眼鏡）		313
	遮蔽ができない区画におけるアーク溶接、溶断又は加熱等強烈な光線を発散する作業（遮光眼鏡）		325
	腐食性液体の飛散等の危険がある作業（保護眼鏡）		327
	ダイオキシン類に係る作業（保護眼鏡）		592 の 5
	有害な光線に晒される作業、粉じん作業等の有害な作業		593
	溶融炉等からふく射熱を受ける作業		608
	ー・三―プロパンスルトン等に係る作業	特化則	38 の 19
	特化則第 44 条に掲げる物質に係る作業		44
耳の保護具	強烈な騒音を発する場所における作業（耳栓・耳覆）	安衛則	595

保護具の種類	作　業　等　の　概　要	関係条文	
手の保護具	アセチレン溶接、溶断又は加熱装置による溶接作業（溶接用保護手袋）	安衛則	312
	ガス集合装置による溶接作業（溶接用保護手袋）		313
	皮膚に障害を与える物を取り扱う等の作業（不浸透手袋）		594
	アセチレン溶接、溶断又は加熱装置による溶接作業（溶接用保護手袋）		312
	ガス集合装置による溶接作業（溶接用保護手袋）		313
	皮膚に障害を与える物を取り扱う等の作業（不浸透手袋）		594
	放射線の表面汚染限度の十分の一を超えるおそれのある作業	電離則	39
	特定化学物質の設備の改造等の作業	特化則	22
	一・三―プロパンスルトン等に係る作業		38 の 19
	特化則 44 条に掲げる物質に係る作業		44
足の保護具	爆発の危険のある場所で電気機械器具を使用する作業	安衛則	286 の 2
	下肢の切創防止用保護衣の着用		485
	通路等の構造、作業の状態に応じた作業靴		558
	皮膚に障害を与える物を取り扱う等の作業		594
	放射線の表面汚染限度の十分の一を超えるおそれのある作業	電離則	39
	特定化学物質の設備の改造等の作業（保護長靴）	特化則	22,22 の 2
	一・三―プロパンスルトン等に係る作業（保護長靴）		38 の 19
	特化則第 44 条に掲げる物質に係る作業（保護長靴）		44
体の保護具	溶鉱炉等の高熱物を取り扱う作業（耐熱服等）	安衛則	255
	爆発の危険のある場所で電気機械器具を使用する作業		286 の 2
	腐食性液体の飛散等の危険がある作業（耐食性前掛け）		327
	ダイオキシン類に係る作業（保護衣）		592 の 5
	寒冷作業等の有害な作業（保護衣）		593
	皮膚に障害を与える物を取り扱う等の作業（不浸透保護衣）		594
	溶融炉等からふく射熱を受ける作業（保護衣）		608
	放射線の表面汚染限度の十分の一を超えるおそれのある作業	電離則	39
	特定化学物質の設備の改造等の作業		22,22 の 2
	三酸化二アンチモン等に係る作業	特化則	38 の 13
	一・三―プロパンスルトン等に係る作業（保護衣）		38 の 19
	リフラクトリーセラミックファイバー等に係る作業		38 の 20
	特化則第 44 条に掲げる物質に係る作業		44
	鉛装置内部での作業	鉛則	58
墜落制止用器具（安全帯）	食品加工用粉砕機又は食品加工用混合機の開口部に蓋などが設置できないときの作業	安衛則	130 の 5
	混合機などの開口部に蓋などが設置できないときの作業		142
	林業架線作業		151 の 127
	高所作業車の作業床上での作業		194 の 22
	型枠支保工の組立て等の作業		247
	地山の掘削作業		360
	土止め支保工作業		375
	ずい道等の掘削作業		383 の 3
	ずい道等の覆工作業		383 の 5
	採石のための掘削作業		404
	建築物の鉄骨の組立て等作業		517 の 5
	鋼橋架設等の作業		517 の 9
	木造建築物の組立て作業		517 の 13
	コンクリート造工作物の解体等の作業		517 の 18
	コンクリート橋架設作業		517 の 23
	高さが 2m以上で墜落のおそれのある箇所での作業		518,519
	ホッパー・ずりびん内部等の作業		532 の 2
	煮沸槽等への転落による危険がある作業又は通行		533
	ロープ高所作業		539 の 7
	架設通路の墜落による危険がある箇所に手すり等を設置しない場合		552

保護具の種類	作　業　等　の　概　要	関係条文	
墜落制止用器具（安全帯）	足場の高さ 2m以上の箇所で、手すり等の設置が困難、または手すり等を取り外した場合	安衛則	563
	足場の組立て等の作業		564
	高さ 2m以上の作業台の端で危険がある箇所に手すり等を設置しない場合		575 の 6
	ボイラー据付作業	ボ　則	16
	やむを得ず、クレーンの搭乗設備へ乗る作業	ク　則	27
	クレーンの組立て・解体作業		33
	やむを得ず、移動式クレーンの搭乗設備へ乗る作業		73
	移動式クレーンのジブの組立て、解体作業		75 の 2
	やむを得ず、デリックの搭乗設備へ乗る作業		113
	デリックの組立て・解体作業		118
	屋外のエレベーターの組立て・解体作業		153
	建設用リフトの組立て・解体作業		191
	ゴンドラの作業床における作業	ゴ　則	17
	酸素欠乏症等による転落のおそれがある作業	酸欠則	6
救命具	船舶による労働者の輸送作業	安衛則	531
	水中に転落するおそれのある場合の水上作業		532
	ボンベから給気を受けて行う潜水作業（救命胴衣）	高圧則	37
絶縁用保護具	高圧活線作業	安衛則	341
	高圧活線近接作業		342
	絶縁用防具の装着又は取り外しの作業		343
	低圧活線作業		346
	低圧活線近接作業		347
救護用呼吸器等	ずい道等の作業のとき（空気呼吸器・酸素呼吸器）	安衛則	24 の 3
	ずい道等で爆発又は火災のおそれがあるとき（一酸化炭素用自己救命器の呼吸用保護具）		389 の 10
	炭酸ガスのある坑内での人命救助等の作業（空気呼吸器・酸素呼吸器・ホースマスク）		583
防じんマスク 防毒マスク	ダイオキシン類に係る作業（呼吸用保護具）	安衛則	592 の 5
	粉じん作業等		593
	放射線物質汚染区域内作業等	電離則	38
	換気できない酸欠場所等における作業	酸欠則	5 の 2
	特化則第 6 条の 2,3 に定める作業（呼吸用保護具）	特化則	6 の 2,3
	特定化学物質の設備の改造等の作業（呼吸用保護具）		22,22 の 2
	インジウム化合物等に係る作業		38 の 7
	三酸化二アンチモン等に係る作業		38 の 13
	密閉設備等を設けずに行う硫酸ジエチル等に係る作業		38 の 18
	リフラクトリーセラミックファイバー等に係る作業		38 の 20
	特定化学物質を吸入することによる健康障害のおそれのある作業		43
	設備特例の許可をうけて行う有機溶剤業務	有機則	13 の 3
	粉状の鉛等をホッパーに入れる作業	鉛　則	39
	鉛装置内部での作業		58
	四アルキル鉛製造作業等	四ア則	2
	特定粉じん作業等	粉じん	27
	石綿を取り扱う作業	石綿則	10,44
電動ファン付き呼吸用保護具（同等以上の性能を有する送気マスク）	有機溶剤を入れたことのあるタンクの内部、密閉設備等を設けずに行うタンク等の内部における有機溶剤業務	有機則	32
	隔離した作業場所における吹き付けられた石綿等の除去作業	石綿則 粉じん	14 44,45 27

安衛則：労働安全衛生規則　ク　則：クレーン等安全規則　ボ　則：ボイラー及び圧力容器安全規則
ゴ　則：ゴンドラ安全規則　特化則：特定化学物質障害予防規則　有機則：有機溶剤中毒予防規則　酸欠則：酸素欠乏症等防止規則　高圧則：高気圧作業安全衛生規則　鉛　則：鉛中毒予防規則

四ア則:四アルキル鉛中毒予防規則　電離則:電離放射線障害防止規則
粉じん:粉じん障害防止規則　石綿則:石綿障害予防規則
特定化学物質の禁止物質に係る作業についての保護具の規定がある。